

令和3年度 「里塚斎場で使用する電力」の一般競争入札に係る質問・回答2

No.	質問事項	回答
1	入札書に記載する日付を教えてください。	作成した日付をご記入ください。
2	契約単価積算内訳書の基本料金は、小数点第3位以下も発生する可能性があります。小数点第3位以下の端数処理について、指定がございましたら教えてください。	小数点第3位以下は切り捨てとしてください。
3	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	工事等の予定はございません。
4	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	一般送配電事業者の単純な料金改定による値上げに係る協議はできません。ただし、契約書(案)第12条に基づくものは協議を行います。
5	供給開始時に契約電力の変更を行う場合、現在の契約電力を教えてください。 ※協議制の施設においての変更、協議制→実量制への変更、実量制→協議制への変更 また、契約電力を減少する場合は、直近1年間の最大需要電力が変更後の契約電力を上回っていると変更でき兼ねてしまいますが宜しいでしょうか。現象変更する場合、直近1年間の実績をいただけますでしょうか。	契約電力(850kW)の変更はございません。
6	請求書を郵送の代わりにWEBからダウンロードにて対応していただけますか。	請求書には代表者印の押印が必要なため、原則郵送での対応となります。ただし、印刷された請求書を使用するための承認手続きが完了している場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能です。承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課(011-211-2142)までお問い合わせください。
7	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせて頂いております。その旨ご了承いただけますか。	問題ありません。

8	<p>(権利義務の譲渡等) 条文について、以下に変更又は追加いただくことは可能でしょうか。</p> <p>「ただし発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。」</p>	<p>条文の内容に関し、変更または追加を行うことはできません。</p>
9	<p>契約書の「計量及び検査」に関する条文について、次の通り変更または追加することは可能でしょうか。</p> <p>「計量は毎月1日午前0:00に行う。」</p>	<p>協議により各月ごとに定めることとしており、条文の内容変更または追加を行うことはできません。</p>
10	<p>【契約保証金免除について】</p> <p>札幌市契約規則第25条(3)によると、「競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とありますが、</p> <p>①規模とは何を指しますか。(使用電力量・金額等)</p> <p>②提出物が契約書の写しの場合、機密保持のため一部黒塗りは可能でしょうか。(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約金額のうちどれか一つを黒塗り等) 黒塗りが可能な場合、必ず開示すべき箇所はありますか。</p>	<p>①契約電力及び使用電力量とご理解ください。</p> <p>②契約相手方、契約電力、使用電力量以外の項目については黒塗り等の処理をしていただくことに問題はございません。</p>